

令和2年第4回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年4月16日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年4月16日(木)
午後1時30分から午後2時20分まで
2. 出席委員(12名)

1番	阪本 喜代治	2番	二石 博昭	3番	神代 繁近
4番	乾 敏雄	6番	稲野 実	8番	笹川 悦子
9番	稲垣 惠一	11番	辻元 利治	15番	神田 隆生
17番	佐茂 仁士	19番	松井 正義	21番	上田 春雄
3. 欠席委員

5番	西田 茂信	7番	清水 哲朗	10番	小路 一男
12番	北田 榮次	13番	野口 博史	14番	加藤 博一
16番	仲野 良次	18番	大住 勝	20番	橋本 正
4. 会議録署名委員 4番 乾 敏雄 8番 笹川 悦子
5. 出席事務局職員
事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、主任 辻岡 昌樹、中井 正美
6. 議事日程

第31号議案	令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画策定の件
第32号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第33号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報告第18号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権設定届出受理)
報告第19号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第20号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理)
報告第21号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理)
報告第22号	農地等状況報告の件

令和2年第4回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第4回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
議長 本日の案件の審議に入る前に、4月1日付けで事務局に人事異動がございましたので、事務局より報告いたします。
- 事務局 各自、自己紹介
議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事務局 出席状況をご報告いたします。
本日は、委員21名中、出席委員は12名、加えて、西田委員、清水委員、小路委員、北田委員、野口委員、加藤委員、仲野委員、大住委員及び、橋本委員の9名から委任状の提出がございます。
従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
議長 それでは、4番の乾委員さん、8番の笹川委員さんをお願いいたします。
次に、日程第2、第31号議案、令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画策定の件を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。
- 事務局 令和元年度事業報告・令和2年度事業計画について説明。
議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
議長 ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。
- 議長 次に、日程第3、第32号議案、農地法第三条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

議 長
事 務 局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第32号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。

申請地は、稲[]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[]平方メートル、譲受人は、[]氏、職業は[]、農作業歴は[]年、耕作面積は[]平方メートル、通作距離は0.5キロメートル、主たる従事者との関係は[]でございます。

譲渡人は、住所は譲受人と同じ、[]氏で、区域は調整区域、持ち分2分の1の所有権移転となっております。

以上、第32号議案のご説明とさせていただきます。

議 長
乾 委 員

本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第32号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、萱野[]の交差点から[]に[]メートルほど進んだところにある農地です。

この度、世帯主の[]氏は、所有権の持ち分を同居する[]の[]氏へ移転しようとするものです。

[]氏は[]を務めながら、これまでも農業を兼業で営んでこられ、農作業歴も[]年あり、トラクターなどもお持ちで、自ら農業経営を営むことに問題はないと思われま。

念のため、向こう3年間、耕作する旨の誓約書も提出されておりますので、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題はないものと思ひます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

議 長

次に日程第4、第33号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件について議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第33号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は3ページからでございます。

事務局

買取り申出する土地の表示は、新稲[]、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は[]平方メートルの内、[]平方メートルでございます。

主たる従事者は[]、[]氏。申出をする者との関係は[]となっております。

申し出人は、住所は同じで、[]氏、申出事由は故障で、申出事由が生じた日は令和2年3月19日でございます。

以上、第33号議案のご説明とさせていただきます。

議長
稲垣委員

本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第33号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]交差点を[]へ約[]メートル行ったところの[]側にある農地です。

申請人の[]氏の[]、[]氏は、[]年[]月から生産緑地として、申請地の農地を耕作されてきましたが、体調が優れず、農業の継続が困難となったことから、生産緑地の買取り申出をするために、この度、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[]氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は[]氏本人が、家族の手伝いを得ながら、主として耕作をされていたことを確認しました。

なお、申請にあたっては、農作業に従事することが不可能であることの医師の診断書も添付されておりますので、主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして承認いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

議長

次に、日程第5、報告第18号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第18号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地は小野原東[]、地目は、台帳田、現況畑、面積[]

事務局

平方メートル、ほか1筆の合計2筆で、合計面積は■■■■平方メートルでございます。

譲受人は、■■■■、■■■■
■■■■氏、職業は■■■■でございます。

譲渡人は、■■■■、■■■■氏■■■■、
他1名です。

転用目的は分譲住宅、本件は市街化区域内であり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年3月13日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第18号の説明とさせていただきます。

議長
稲野委員

本件につきまして、稲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。報告第18号について、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、小野原豊中線の■■■■交差点を■■■■に約■■■■メートル行き、さらに■■■■に約■■■■メートル行ったところの■■■■側にある農地です。

譲渡人は、■■■■氏他1名で、譲受人の■■■■
■■■■氏が分譲宅地を2区画分、整備されるとのことです。

周辺につきましては、■■■■側は自己所有農地、■■■■側は宅地、■■■■側と■■■■側は道路となっており、汚水は、公共下水へ接続、雨水等は道路側溝へ放流されるとのことで、周辺の農地への影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第19号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第19号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は、石丸■■■■、地目は、台帳田、現況畑、面積■■■■平方メートルでございます。

譲受人は、■■■■、■■■■
■■■■氏、職業は■■■■でございます。

譲渡人は外院■■■■、■■■■氏です。

転用目的は、宅地造成、本件は市街化区域内であり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年3月17日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第19号の説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、辻元委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

報告第19号について、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、府道箕面池田線の[]交差点を[]へ約[]メートル行き、さらに[]へ約[]メートルほど入ったところにある農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]氏が、宅地造成をされるとのことです。

周辺につきましては、[]側、[]側は他人の農地、[]側は道路、[]側は里道となっており、汚水等は、西側道路の公共下水へ接続、雨水は西側道路の側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第7、報告第20号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理、及び日程第8、報告第21号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理を、関連いたしますので、合わせて議題といたします。

本2件について事務局の説明を求めます。

事務局

報告第20号及び報告第21号の専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理につきまして、関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

まず、報告第20号について、議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

届出地は、西宿[]、地目は台帳田、現況道路、面積は[]平方メートルの内[]平方メートルです。

被設定人は、[]氏、職業は[]、設定人は[]氏、[]他1名です。

転用目的は迂回路設置です。本件は一時転用の期間延長であり、転用期間は、令和3年3月31日までです。

次に、報告第21号について、議案書2ページ、参考資料10ページからでございます。

届出地は、西宿[]、地目は台帳田、現況駐車場、面積は[]平方メートルの内[]平方メートルです。

被設定人は、[]氏、職業は[]、設定人は[]氏、[]他1名です。

転用目的は迂回路及び駐車場設置です。

本件は一時転用の期間延長であり、転用期間は、令和3年3月31日ま

でです。

以上2件につきましてはいずれも、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により令和2年3月31日に専決し、処理するものでございます。

以上報告第20号及び報告第21号のご説明とさせていただきます。

なお、本2件の調査内容の報告ですが、北大阪急行線の延伸工事に伴い、すでに一時転用がなされておりましたが、工事期間が1年延長したため、この度、再度転用申請があったもので、担当地区の農業委員さんに内容をご説明の上、事務局で現地調査を行っておりますので、事務局より調査内容をご報告申し上げます。

報告第20号について、申請地は、■■■■交差点から■■■■へ約■■■■メートルほど行ったところの■■■■側の農地です。

申請地におきましては、■■■■平方メートルの内■■■■平方メートルを、鉄道延伸工事に伴う工事車両の進入用道路として1年間の一時転用をするものです。

周囲の状況は、■■■■側は自己農地、■■■■側、■■■■側、■■■■側は宅地となっており、雨水は南側道路の雨水配水管に放流されています。

これまでも周辺の農業経営に影響はありませんので、問題はないものと思います。

次に、報告第21号について、申請地は、■■■■交差点から■■■■メートルほど行ったところを■■■■へ■■■■メートル入った■■■■側の農地です。

申請地におきましては、■■■■平方メートルの内■■■■平方メートルを鉄道延伸工事に伴う工事車両の迂回路及び駐車場として、1年間の一時転用をするものです。

周囲の状況は、■■■■側、■■■■側は雑種地、■■■■側は宅地、■■■■側は道路となっており、雨水は北側道路側溝に放流されています。

これまでも周辺の農業経営に影響はありませんので、問題はないものと思います。

以上、報告第20号及び報告第21号の調査内容の報告とさせていただきます。

議長 次に、日程第9、報告第22号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんにおかれましては、ご一読の方よろしく申し上げます。発言がある方は、ご発言をお願いします。

(発言なし。)

議長 以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

議 長 事務局より何か連絡事項等がございますか。
事 務 局 農地での野焼きにおける消防本部への届出・ガソリンスタンドでの軽油等の小分け販売について説明。
議 長 他に何かございませんか。
ないようですので、次回総会の日程について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 令和2年第5回農業委員会総会は、令和2年5月15日(金)午後1時30分。場所は、市役所本館3階、委員会室で行います。
議 長 これをもちまして、令和2年第4回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分閉会)

上記は、令和2年第4回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

阪本喜代子

署名委員

乾敏雄

署名委員

逆川悦子